

(設置)

第1条 佐久地域定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）の策定又は変更に当たり、地域の関係者等の意見を幅広く反映させるため、佐久地域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(任務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議・懇談するものとする。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) 定住自立圏構想の推進に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員35人以内で組織する。

- 2 委員は、地域の関係者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 懇談会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。